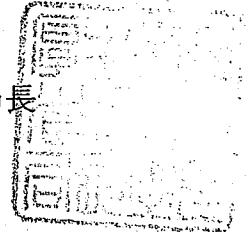




医政発第 0302005 号  
平成 21 年 3 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」の改正について

巡回診療については、これまで、公衆又は特定多数人に対して医療が行われるものであり、原則として診療所の開設に該当するものとして取り扱っているところである。しかしながら、地方公共団体、公的医療機関の開設者及び公益法人等が無医地区における医療の確保等を目的として特に必要な巡回診療を行う場合については、その手続を簡素化しているところである。

今般、「構造改革特区の第十二次提案等に対する政府の対応方針」（平成二十年三月七日構造改革特別推進本部決定）において、「医療法人等が行う巡回診療についても各都道府県が認めて差し支えない旨を通知する。」こととしたところである。

これを踏まえ、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて（昭和三十七年六月二十日医発第五百五十四号厚生省医務局長通知）」を別添のとおり改正し、医療法人等が行う巡回診療についても他の公的医療機関と同様にその設置目的に合致し、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には対象となることを確認することとしたので通知する。

なお、巡回診療において行われる予防接種についても同様であることを確認する。

貴職におかれては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する巡回診療の医療法上の取扱いについての周知をお願いする。



## ○巡回診療の医療法上の取り扱いについて

(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知) (抄)

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>いわゆる巡回診療(巡回診療において行われる予防接種も含む。)については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等(医療法人も含む。)が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>いわゆる巡回診療については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。</p> <p>(略)</p>

## ○巡回診療の医療法上の取り扱いについて

(昭和三十七年六月二〇日)

(医発第五五四号)

(各都道府県知事あて厚生省医務局長通達)

いわゆる巡回診療については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。

なお、この取り扱いは、巡回診療が特に必要である場合に認められるものであるもので、巡回診療実施計画及び実施主体の定款又は寄附行為等について十分確認のうえ適用することとし、これが必要と認められなくなつた場合には直ちにこの取り扱いを中止することとされたい。

## 記

- 第一 この取り扱いは、次のいずれかに該当する場合にのみ認められるものであること。
- 一 巡回診療車又は巡回診療船であつて当該車両又は船舶内において診療を行なうことができる構造となつているもの(以下「移動診療施設」という。)を利用する場合
  - 二 移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であつて、定期的に反響継続(おおむね毎週二回以上とする。)して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続(おおむね三日以上とする。)して行なわれることのないもの。
- 第二 医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については次のとおりとすること。
- 一 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合
    - (一) 巡回診療の実施主体毎に診療所開設の手続をとるものとする。
    - (二) この場合医療法施行規則第一条に基づく開設の許可申請にあつては、次のとおりの取り扱いとすること。
      - ア 実施主体が当該都道府県内に所在しない場合は、開設者の住所については、実施主体の住所に伴せて、当該都道府県内の連絡場所を記載させること。
      - イ 開設の場所に代えて、おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。  
これを変更したときも同様とすること。
      - ウ 開設の目的及び維持の方法については診療報酬の徴収方法を併記させること。
      - エ 敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合はその構造設備の概要を記載させること。  
なお、これを変更した場合には変更許可の手続をとらせること。
    - (三) (二)のイに記した医師又は歯科医師である実施責任者をもつて管理者とみなして差し支えないこと。  
なお、この場合に医療法第一二条第二項の規定に基づく許可は要しないものとして差し支えないこと。
    - (四) 医療法施行令第四条の二第二項及び第二項の規定に基づく届出は、行なわなくて差し支えないこと。
    - (五) 開設の許可をなすにあつては、当該巡回診療を行なうためにのみ許可されること及び(二)のイに記した実施計画が引き続き提出されない場合であつて、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとする旨申請者に承知させること。
    - (六) 巡回診療を行なうにあつては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
  - 二 巡回診療が病院又は診療所の事業として当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行なわれる場合
    - (一) 新たに診療所開設の手続を要しないものとするが、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。  
これを変更したときも同様とすること。
      - ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
      - イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地
      - ウ おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画
      - エ 診療を行なおうとする科目
      - オ 巡回診療実施の目的及び維持の方法並びに診療報酬の徴収方法
      - カ 移動診療施設を利用する場合は、その構造設備の概要
      - キ 当該病院又は診療所の開設者が公益法人等である場合には定款又は寄附行為
    - (二) (一)のウに記した医師又は歯科医師である実施責任者をして当該病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則つて巡回診療を管理させること。
    - (三) 巡回診療の実施に関しては、医療法施行令第四条又は第四条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく許可又は届出を要しないものとして差し支えないこと。
    - (四) 巡回診療を行なうにあつては衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
  - 三 巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であつても、当該病院又は診療所が巡回診療を

《回診療の医療法上の取り扱いについて

行なう都道府県内に所在しない場合  
一と同様の取り扱いとすること。

## 構造改革特区の第12次提案等に対する政府の対応方針

平成20年3月7日

構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成19年10月15日から1月14日までの間、構造改革特区に係る第12次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行うものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

### 1. 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

#### 〔今後の対応方針〕

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、構造改革特別区域法改正法の成立後速やかに閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

### 2. 全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

#### 〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

### 3. 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。この別表3には、これまでの構造改革特別区域推進本部決定により、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等として措置区分されていたもののうち、実施時期が到来してもなお検討を継続することとなったものについても、実施時期を改めて設定した上で併せて記載している。

なお、別表3に掲げられた規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるものとする。

#### **〔今後の対応方針〕**

別表3に掲げられた規制改革事項等については、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

### 4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
718	空港間・近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	関税法(昭和29年4月2日法律第61号)第63条	<p>保税運送承認制度については、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された船会社、航空会社、フォワーダー等の貨物の国際運送に従事する者をAEO制度(注)の対象事業者とし、AEOと認定された保税蔵置場等の被許可者(AEO倉庫業者)やAEO通関業者とともに、これらの事業者(AEO運送者)が行う空港間・近接する保税地域間を含む保税運送について、個別の承認を不要とするなど税関手続の簡素化を行う。</p> <p>(注)AEO制度:AEOとはAuthorized Economic Operatorsの略称。民間企業と税関のパートナーシップを通じて、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る制度</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年1月25日法案提出	財務省
991	へき地・離島などの地域医療支援のための移動型診療車両における診療手続の簡素化	<p>医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第8条、第9条          医療法施行令(昭和23年10月27日政令第326号)第4条の2          医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第4条          「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」昭和37年6月20日付医発554厚生省医務局長通知</p>	「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」において規定する診療所開設手続の簡素化を、医療法人等が行う巡回診療についても各都道府県が認めて差し支えない旨を通知する。	平成20年度中	厚生労働省